

I 療養補助金について ~ご請求前に、次のことを確認してください。

- 給付額は、下記の通り計算いたします。 ※請求日でなく**受診月**で変更します。

令和6年3月受診分まで

- 1件(1レセプト)につき2,000円を控除した額の8割を給付します(100円未満切り捨て)。そのため、1件が2,130円未満は給付がありません。
- 会員負担が1件(1レセプト)につき10,000円を超えないように給付します。
- 単年度受診分の給付総額は50万円が上限です。

令和6年4月受診分以降

- 1件(1レセプト)につき2,000円を控除した額の7割を給付します(100円未満切り捨て)。そのため、1件が2,150円未満は給付がありません。
- 廃止します。
- 単年度受診分の給付総額は30万円が上限です。

- 給付の請求権はその事由が発生した翌月から生じ、**満2年**をもって消滅します。

- 給付対象となるのは、健康保険適用の診療費用です。保険内の診療費用であれば、入院・外来問わず請求できます。

《以下のものは給付対象外です》

- | | |
|---------------|--------------------------|
| ①健康保険適用外の費用 | ⑤病気とみなされないもの(予防接種等) |
| ②入院時の食事療養費 | ⑥第三者行為によるもの(交通事故等) |
| ③健診費用(人間ドック等) | ⑦会員でない配偶者等の診療費 |
| ④介護保険利用料 | ⑧受診月から 2年 を過ぎた診療費 |
- 差額ベッド代、容器代、
文書料、鍼・灸・マッサージ
その他か自費診療等

- 市町村や健康保険の保険者からの払い戻し(附加給付や高額療養費など)がある場合は、自己負担額からその額を差し引いて給付を計算します。

該当された場合は、払い戻しの手続きが終わってから療養補助金を請求してください。また、その際には払い戻しの額も一緒にお知らせください。

※限度額認定証の所得適用区分や高額医療費についての詳細は、下記の所でお尋ねください。

- 国民健康保険・後期高齢者医療制度の方…… お住いの市町村の担当窓口
- 全国健康保険協会(協会けんぽ)の方…… 保険証に記載の全国健康保険協会各支部
- 上記以外の健康保険の方…… 加入している健康保険の事務所

★マイナ保険証をお持ちの方は、『マイナポータル』より確認できます。

- 身体障がい者手帳を取得した場合

身体障害者手帳1級、2級(市町村によっては3級)の方は、所得によって『重度心身障害者医療費助成』が受けられる場合があります。『重度心身障害者医療費助成』の対象になるかどうか、また助成額等については、お住いの市町村の担当窓口にお尋ねください。

なお、『重度心身障害者医療費助成』の対象になると、医療費の自己負担額が少額で済むため、退職互助部の療養補助金には該当しなくなりますが、代わりに『障害給付金』を給付しています。該当になられた方は様式2「障害給付金請求書」に、「身体障害者手帳」の写しと「重度心身障害者医療費受給資格者証」の写しを添えてご提出ください。年度1回、5,000円を給付します。

※3級(助成がない場合)~6級の方は、取得前と変わらずに療養補助金の請求ができます。

後期高齢者医療制度に加入の方へ

令和4年10月の受診分より、医療費の自己負担が2割の方には、令和7年9月受診分までの3年間、配慮措置があります。

これにより、外来受診分について、受診したすべての医療機関の支払いを合計した額が、1割負担のときと比べて、ひと月に最大3,000円の負担増で済むようになっているため、医療機関窓口で多く支払った場合は、後日、後期高齢者医療広域連合より「高額療養費」として返金されます。

マイナ保険証について

令和6年12月2日より、保険証の新規発行が終了し、以降はマイナ保険証(マイナンバーカードを保険証として利用登録したもの)を基本とした仕組みに移行されます。

現行の保険証は有効期間の範囲内で令和7年12月1日まで利用できますが、その後マイナ保険証に移行していない方は、「資格確認書」を利用する必要があります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには?

マイナンバーカードを取得しただけでは、健康保険証として利用することはできません。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、以下の3通りの方法により利用登録をする必要があります。

- ① 『マイナポータル』で利用登録
- ② セブン銀行ATMの「各種お手続き」から利用登録
- ③ 医療機関の受付にある顔認証付きカードリーダーで利用登録

※マイナンバーカードを健康保険証として利用登録しているかどうかの確認は、①『マイナポータル』、③医療機関の受付にある顔認証付きカードリーダーでもできるようになっています。

準備するもの

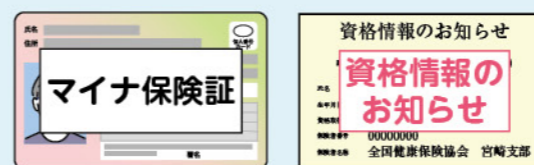
- マイナンバーカード
- 4桁の暗証番号

4桁の暗証番号:

マイナンバーカードを市町村窓口等で取得した際に設定した利用者証明用電子証明書パスワードのこと

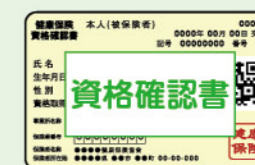
これって何?? 「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」のちがいは?

セットで使用



※「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証に対応していない病院などで利用

単体で使用



※マイナ保険証を持っていない方が利用
※令和7年12月1日までは現在お持ちの健康保険証を使えます(ただし、有効期限内まで)

この「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」に**被保険者番号**や**保険者の名称**が記載されています。

療養補助金請求書を記入するときはここを見てね!

※「資格確認書」は健康保険証の利用期限を迎えた方に順次発行されます。

※「資格情報のお知らせ」を紛失した場合には加入している健康保険へお問い合わせください。

II 請求をするために用意するもの

①療養補助金請求書（白黒コピー可）

請求書は下記の手段で入手できます。

- ・ガイドブックの様式1をコピー（白黒可）して使用する。
- ・HPから様式をダウンロードして印刷する。
- ・退職互助部に電話して送付を依頼する。（☎0985-29-1243）

⇒書き方は8ページへ

②領収書（白黒コピー可）※返却はできませんのでご注意ください。

領収書は、白黒コピーで構いません。はっきりと内容が分かるようにコピーしてください。

領収書は、下記の記載事項があるものを用意してください。

【必要な記載事項】

- ① 受診者氏名
- ② 受診日
- ③ 医療機関名
- ④ 領収金額
- ⑤ 保険点数
(整骨院の場合は医療費総額)
- ⑥ 領収印

③その他（必要のある方のみ用意してください）

- 高額療養費や附加給付（一部負担金払戻金や家族療養費補助金）等の助成があった場合
⇒ 1) 「高額療養費支給決定通知書」等のコピー（払い戻しの金額がわかるもの）
- けが等の治療に必要として医師が認める装具等を製作された場合
⇒ 1) 治療用装具製作指示装着証明書のコピー
2) 義肢等を購入した際の領収書のコピー
3) 市町村からの「払戻通知書」のコピー
- はり・灸・あん摩・マッサージの場合
⇒ 1) 「医師の同意書」のコピー
2) 施術代の領収書のコピー

義肢等の補装具や、はり・灸・あん摩・マッサージは、通常健康保険が適用されず、保険外として、療養補助金では給付対象外となります。ただし医師が治療に必要と認めた場合には、いったん全額自己負担しますが、加入している健康保険の保険者に申請して認められると、自己負担割合分を除いた額が後から支給されます。結果、健康保険が適用されたことと同じことになり、療養補助金でも給付対象となります。
※詳しくはご加入の健康保険まで、ご確認ください。

領収書の見方

【例1】入院の領収書

- ① 診療月は「請求期間」や「受診日」を見てください。領収書発行日や支払日（▲印）は、診療月とはなりません。ご注意ください。
- ② 医療点数の記載がない領収書があります。
この場合は、「保険合計」金額や「医療費総額」から点数を計算してください。
★「保険合計」金額（もしくは「医療費総額」）＝点数×10円
上記の場合は、772,030円 ⇒ 77,203点です。
- ③ 療養補助金は保険内診療費用のみが対象です。上記の場合、「患者負担額」や「公費一部負担金」に記載している金額が対象です。
※このほか、「保険分負担金額」「一部負担金」「個人負担額」など領収書によって名称は様々です。
- ④ 食事負担金や保険外負担金の医療費は、療養補助金の対象外です。

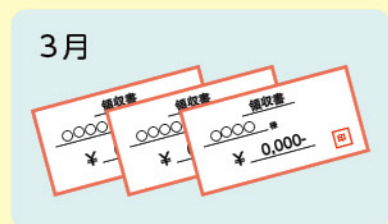
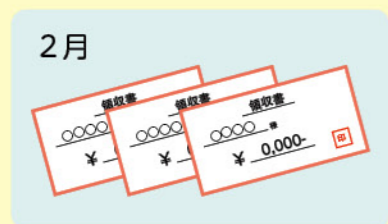
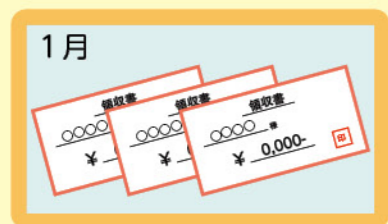
【例2】整骨院の領収書

Ⅲ 領収書の仕分け方

①から③の流れに沿って、領収書をレセプト(※)ごとに分けていきましょう。

① 領収書を受診月ごとに分ける

注意) 受診月とは実際に治療を受けた月のことです。



② 同じ月の中で、さらに医療機関ごとに分ける

注意) 病院と薬局は分けてください。(合算できません)
同じ系列の病院であっても、紹介状を渡された先の病院であっても、病院名が異なれば合算できません。

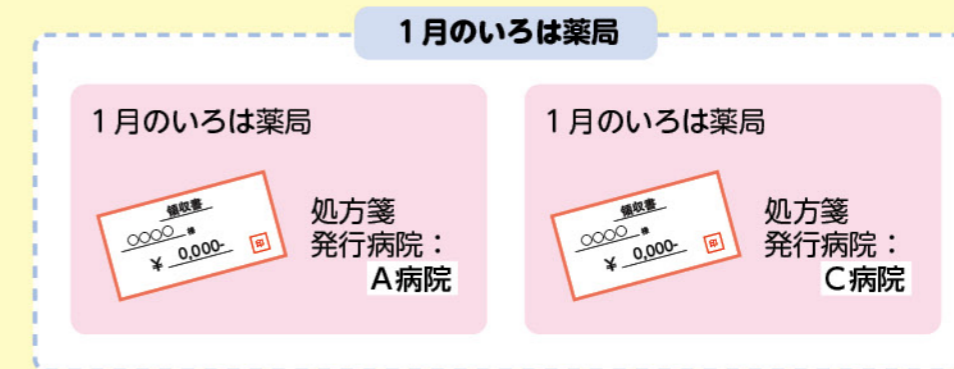


③-1 《病院の場合》 病院は、入院と外来に分ける

※ 歯科のある総合病院の場合は、歯科と歯科以外の診療科に分ける。



③-2 《薬局の場合》 薬局は、処方箋の発行病院ごとに分ける



注意してください!

月の途中で加入している健康保険が変わった場合は、同じ月の同じ病院の医療費であっても、レセプトは異なります。
※ 後期高齢者になられる方は、75歳の誕生日から健康保険が後期高齢者医療広域連合に移行しますので、ご注意ください。

注意してください!

病院と薬局は合算できません。
ただし、院内処方(病院内で薬を受け取り、領収書が一体となっていること)の場合は、治療費と薬代を分ける必要はありません。
そのまま領収書を提出してください。

※ レセプトとは、

病院などの医療機関が、保険者(健康保険組合や国保など)に請求するときの診療報酬明細書のことです。

1レセプトとは、

ひと月の医療費を、保険証ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとに分けて作成されます。
退職互助部でも、このレセプトごとに給付額を計算しています。

④ ピンク色のまとまりの一つ一つが、1レセプトです。

1レセプト内の領収書を合算した結果、
1レセプトの金額が2,150円以上あれば給付の対象です。
(令和6年4月以降受診分の場合)

IV 請求書の書き方

療養補助金請求書

一般社団法人宮崎県教職員互助会理事長 様
下記のとおり請求します。

令和 年 月 日

会員氏名 (診療を受けた方)	会員番号及び区分	年号	生年月日
互助 一郎	0234567-1	明治 大正 昭和 令和	170903
電話番号 (請求内容について、日中連絡がとれる番号)	9876 - 54 - 3210		
健康保険の内容	保険種別 I	保険種別 II	保険証の記号番号又は被保険者番号
① 公立学校共済(任継含む) ③ 国保・一般 ⑤ 私学事業団(任継含む) ⑥ 市町村共済(任継含む) (勤務先)	⑦ 全国健康保険協会(任継含む) (勤務先) ⑩ 後期高齢者 ⑪ 地方職員共済(任継含む) (勤務先)	⑧ 前期高齢者 (高齢受給者証)	8765432
● 請求する会員と同じ健康保険に加入している人 (会員以外も含む) が <input type="radio"/> ① いる <input type="radio"/> ② いない			
<input checked="" type="radio"/> ① いる の場合は、 その方の氏名と 生年月日を記入してください。➡ 氏名 互助 花子 (18年 8月 3日生)			
● 身体障害者手帳 <input type="radio"/> ① 有 (4) 級			
● 重度心身障害者医療費受給資格者証 <input type="radio"/> ① 有 <input type="radio"/> ② 無 ※手帳をお持ちの方は必ず記入してください。 ➡「①有」の場合は有効期限を記入してください。(有効期限: 年 月 日から 年 月 日まで)			
● 減額認定証がある場合は○を付けてください。➡ 減額認定証 <input checked="" type="radio"/> 有 「有の場合」70歳以上の方は、適用区分の I か II に○を付けてください。➡ (I) ・ (II)			
事務局記入欄	70歳以上	①一定以上 ②一般 ③低Ⅱ ④低Ⅰ	70歳未満 ⑧上位ア ⑨上位イ ⑥一般ウ ⑩一般エ ⑪低所得オ

① 請求書の該当する欄に必ず書き添えてください。コピー使用したときもできます。ただし大きさは変えないでください。(白黒可)

医療機関領収及び明細書				
療養者氏名	診療科			
互助 一郎	1. 内・胃腸 (放射線科・循環器科を含む)	4. 泌尿	9. 歯	
	2. 外・整形外科 (脳神経外科を含む)	5. 婦人	10. 調剤薬局	
	3. 皮膚	6. 眼	11. 整骨	
		7. 耳鼻咽喉	12. その他	
		8. 精神		
	(上記診療科の番号を記入してください。)			
診療月	診療科の番号	該当に ○印	領収金額	医療費総点数 (保険点数)
令和7年3月	1	○	6,500 円	3,250 点
令和7年4月	1	○	2,500 円	1,250 点
令和7年4月	2	○	8,000 円	4,000 点
令和 年 月			円	点
令和 年 月			円	点
令和 年 月			円	点

医療機関へのお願

この請求書は、宮崎県内の教育関係者が資金を出し合い、療養にかかる医療保険適用分の自己負担について、給付を受けるためのものです。
本人の申請があった場合は左記の「医療機関領収及び明細書」欄の記入をお願いします。

1 医療保険診療による一部負担金のみを記入してください。
入院時の食事代は対象になりません。
レセプトごとに、領収金額、医療費総点数等を記入してください。
整骨院は医療費総点数のかわりに医療費総額を記入してください。

備 考

入力件数 件

枚

領収書がある場合は
この青枠内には記入不要

会員情報の書き方

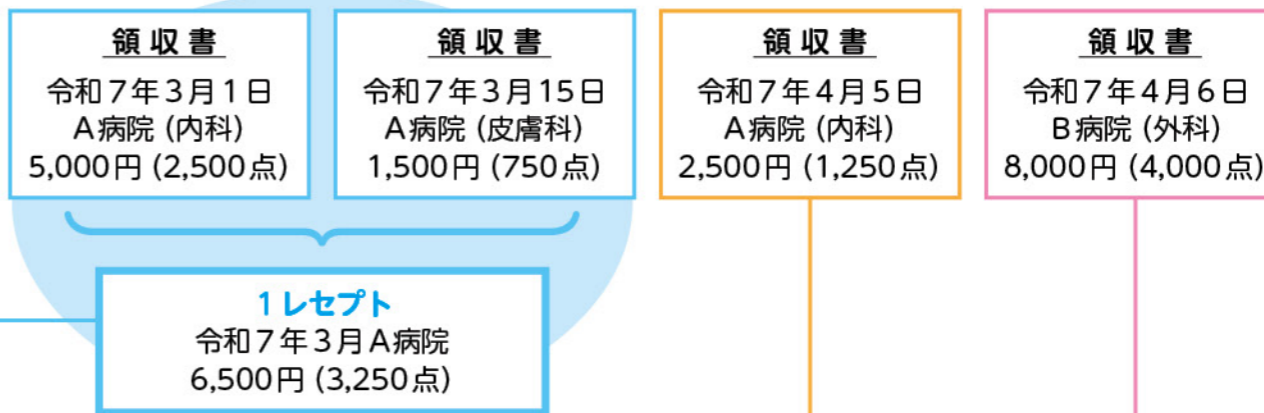
記入にあたって、請求書の 緑色の部分 は必ず記入してください。

- ①「会員氏名」、「会員番号及び区分」、「生年月日」、「電話番号」を記入。
- ②健康保険証 (または資格確認書) を確認して、**保険種別 I** のいずれかに○をつける。「保険証の記号番号」、後期高齢者の場合は「被保険者番号」を記入。**70歳以上74歳以下の方は、保険種別 II** の「⑧前期高齢者」にも○をつける。本人・被扶養の別は、いずれかに○をつけてください。
※マイナ保険証を持っている方は、「資格情報のお知らせ」を確認してください。
- ③「健康保険証」、「マイナ保険証」、「資格確認書」は1人に1枚発行されています。家族の方々 (会員外を含む) の保険証と照合して、同じ健康保険であるときには、「①いる」に○をつけ、氏名等を記入してください。
- ④「身体障害者手帳」「重度心身障害者医療費受給資格者証」について記入。「重度心身障害者医療費受給資格者証」は、身体障害者手帳1級、2級 (市町村によっては3級まで) の方に発行されます。該当になると、市町村の助成が受けられます。所得によっては該当にならないこともありますので、市町村の福祉課などに確認してください。
- ⑤「減額認定証」の交付が受けられる場合は「有」に○。「減額認定証」は、正式には「限度額適用・標準負担額減額認定証」といいます。市町村民税がかからない世帯の方に発行され、該当になると自己負担が少なくて済みます。**70歳以上の方は、適用区分が I と II と2つありますので、市町村の保険課などに確認してください。**

「医療機関領収及び明細書」の書き方

●この欄はご自身で記入します。1レセプトの金額と点数を1行に記入してください。

例)



《注意点》

- 1枚の請求書に、「6件(6レセプト分)」まで記入できます。
※医療機関や診療月が異なっても、記入する行を変えれば、1枚の請求用紙に記入することができます。
- 受診月順に記入してください。
- 同じ月の同じ病院の診療に、異なる診療科がある場合は、どれか一つの診療科の番号を記入してください。
- 領収書があれば、「医療機関の印」は必要ありません。

V 領収書の貼付の仕方

領収書は請求書の **B** 面に貼り付けてください。(**A** 面の裏側には貼らないでください)



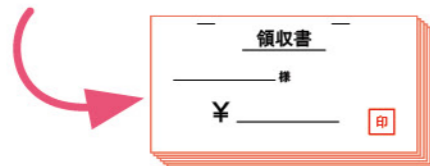
OK

少しずつ頭をずらして貼る

めくると、領収書の全面がはっきり確認できる

文字の向きがタテ方向

- 領収書は、少しずつずらしながら、めくって下に、めくって下にと貼って行ってください。
- ※受診日や受診者氏名、領収印等の必要な記載事項がすべて確認できるように貼ってください。
- 同じ月、同じ病院の領収書がたくさんある場合は、ホッチキスでまとめると簡単です。



のり付けの位置について

請求書 兼 領収書

発行日 令和7年4月1日 No.000

氏名 互助 太郎 様 患者番号 0000

受診日 令和7年3月31日 保険区分 〇〇本人 負担率 30%

初・再診料	医学管理料	在宅医療	検査	画像診断	投薬
282点					68点
注射					病理診断
					点
					1602点

OK のり付け位置は領収書の上部

評価療養・選定療養	その他自費	保険	保険外
円	2,500円	合計 16,020円	2,500円
(内訳)		負担額 4,810円	2,500円
予防接種代として		合計 7,310円	

宮崎県〇〇市××町〇〇〇番地 △△△病院 TEL

領収 7.4.1

NG 領収書の左右には、のり付けしないでください。



NG

領収書の上に貼っているため、めくっても領収書の全面が確認できない

文字の向きがヨコ方向

- 領収書の上に、領収書を重ねて貼り合わせると、記載事項が確認できなくなります。
- 領収書はできるだけ請求書 **B** 面(A4サイズ)内に収まるように貼り付けてください。
- 領収書の貼る向きは、文字の向きがタテ方向になるように貼ってください。

A面の裏側には貼らないでください。

NG



領収書を紛失した

自分で書類を書くのが難しい



請求書に直接医療機関の証明をもらうことで、請求することもできます。この場合、領収書の添付は必要ありません。



「療養補助金請求書」を病院や薬局などの医療機関にもっていき、「医療機関領収及び明細書」欄を、医療機関から直接記入してもらいます。

ただし、医療機関によっては「証明料」が必要な場合がありますので、事前に確認してください。

※証明料は療養補助金の給付対象になりません。

医療機関領収及び明細書				
療養者氏名		互助 太郎		
診療科	1. 内・胃腸 (放射線科・循環器科を含む) 4. 泌尿 9. 歯			
	2. 外・整形外科 (脳神経外科を含む) 5. 婦人 10. 調剤薬局			
3. 皮膚 6. 眼 11. 整骨				7. 耳鼻咽喉 12. その他
(上記診療科の番号を記入してください。)				
診療月	診療科の番号	該当に〇印	領収金額	医療費総点数(保険点数)
令和6年12月	1	外來 入院	4,000円	2,001点
令和7年1月	1	外來 入院	4,500円	2,253点
令和7年2月	1	外來 入院	3,600円	1,800点
令和7年3月	1	外來 入院	3,900円	1,952点
令和				点
令和				点
医療機関で直接証明をもらう場合は、空白の欄に追加で別の病院を記入することはできません。				
R7年4月1日				
住所 宮崎市老松〇番地5				
医療機関名 退互内科・胃腸科医院				
内退種				

医療機関へのお願い

この請求書は、宮崎県内の教育関係者が資金を出し合い、療養にかかる医療保険適用分の自己負担について、給付を受けるためのものです。本人の申請があった場合は左記の「医療機関領収及び明細書」欄の記入をお願いします。

- 1 医療保険診療による一部負担金のみを記入してください。入院時の食事代は対象になりません。
- 2 レセプトごとに、領収金額、医療費総点数等を記入してください。整骨院は医療費総点数のかわりに医療費総額を記入してください。

備考

医療機関に証明を依頼する際のお願事項は、こちらに記載しています。

医療機関で証明する場合は、「病院の印」が必要です。

《注意点》

- 医療機関に直接証明をもらう場合は、1枚の請求書に1つの医療機関分しか記入できません。
- ※記入されていない空白の部分に、他の医療機関の医療費を追加で記入することはできません。
- 療養者氏名や、証明日の記入漏れが多く見られますので、受け取る際には一度確認してください。
- 「病院の印」が押してあるので、「病院発行の領収書」の添付は必要ありません。

診療月	診療科の番号	該当に〇印	領収金額	医療費総点数(保険点数)
令和7年4月	11	外來 入院	3,010円	15,050点
令和7年5月	11	外來 入院	4,500円	22,500点

《整骨院の場合》

- 整骨院では、保険点数の代わりに「医療費総額」を記入してもらってください。

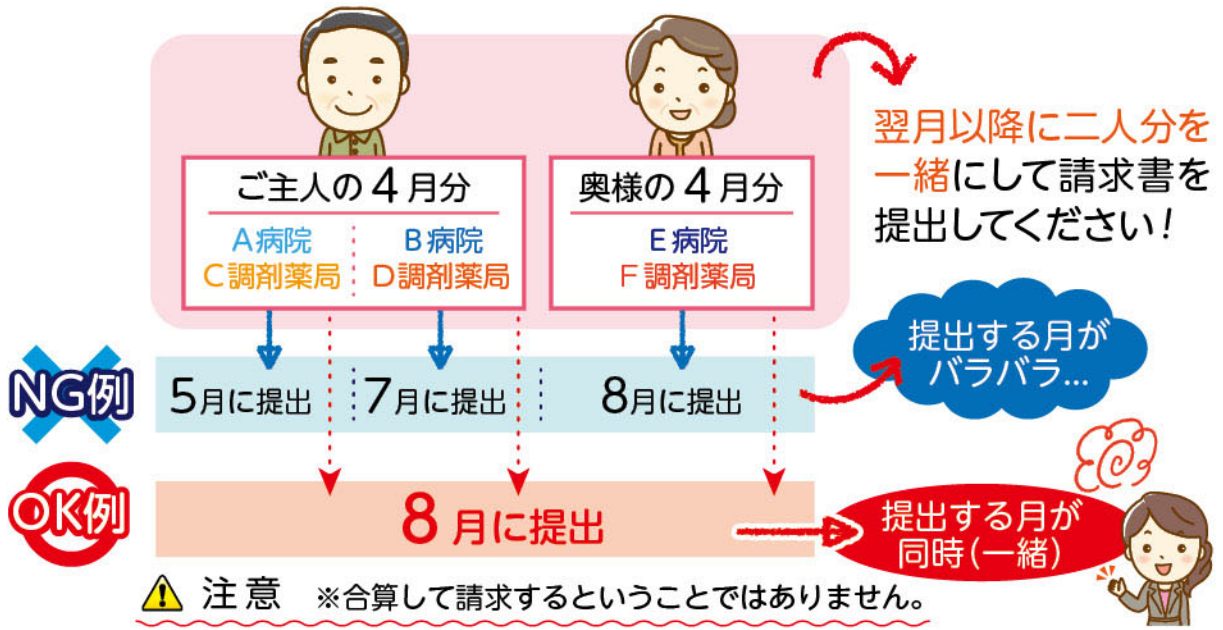
Ⅵ 療養補助金請求書を互助会事務局へ提出する

●請求書の提出は、受診月の翌月以降にお願いします。

例) 令和7年3月20日の受診分 ⇒ 令和7年4月1日～令和9年3月31日までに請求(事務局必着)



●同じ月に、2か所以上の医療機関や調剤薬局を受診した場合は、翌月以降にひと月分をまとめて請求書を提出してください。また、ご夫婦ともに会員の場合は、同じタイミングで、同じ受診月分を提出してください。



事務分散へのご協力をお願いいたします。

例年、月初めや、1月～3月に、請求が非常に集中します。事務局でも懸命に作業に取り組んでおりますが、事務分散へのご協力を、何卒よろしくお願い申し上げます。



例) 令和5年度 療養補助金請求件数



Ⅶ 振り込みについて

給付日は、原則として請求書を受け付けた月の翌月末です。

ただし、記入漏れなどがある場合や、市町村等からの払い戻し額の確認が必要な場合は、給付が遅れることがあります。

※請求書を受け付けた月と受診月が同じ場合は、翌々月末の送金となります。